

令和4年度

埼玉県立大宮中央高等学校（通信制の課程）

部活動に係る活動方針

1 活動の方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、生徒に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動を視察し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会を定期的開催し、情報交換を行う。
(全ての教諭が部活動顧問のため職員会議後に行う)
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、部活動顧問、担任、生徒指導部等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。
- (7) 部費等を徴収する際は、管理職の指導の下、十分に生徒の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な活動日の設定について

- (1) 学期中の活動日は、原則として日・月・火とする。
- (2) 学年末テスト中の部活動は、原則禁止とする。
- (3) 1日の部活動の時間は、原則平日2時間、休日3時間以内とする。また、長期休業中の部活動もこれに準ずる。